

時評

砂川 泰彦

の作品が展示されている。浦添市西海岸の新しい街の構想が進む浦添市は、1980年代から90年代において街の中に彫刻等を設置

が浦添市にある概ね全てのパブリックアートを写真に収めている。昨年度の浦添市パブリックアートの自主研修会を機にコロナ禍の

紙による半立体の制作や「H2NOKO2020」が展示され、これまで制作された作品の一端が紹介されている。

る。中でも木材は重要な要素を持っていると感じる。木材は時間の経過で朽ちるはかなさや生と死の対比を提示することが可能で

る。それらの作品は精緻な工スキース制作から生まれた。能勢孝 耶の繊細で知的な作品は、展示において可塑性を持つコンクリート

さしている。本展覧会は、パブリックアートの役割や経年劣化による修繕や補修などの事例を通じて現状についての理

会から始まっており、アートを生かした街づくりの可能性を考察する機会となることを目指した展覧会である。

新刊紹介

傷痕は語る

「不自然な死因」

(1)チャート・シズハ

ト書(長沢あか恵)

本書は疫学や法医学

◇第1巻

俳句甲子園審査員誌学賞特別佳作。

にし・おおい

あなたを老いたら私も老いる

あなたは抱えないあなたを老いたら私も老いる

あなたは洗って裏表のない素朴さが焼けつけた胸に染み

あなたは静かな書中で

あなたは潮風を一杯に吸い

あなたはあつげなく

あなたはいつの間にか

日々

琉球

ハレットグループ 7月1日 13:43

展示会中止のお知らせ

写真展「私のウクライナイナ～惨禍の人々～」
開催日程 2022/7/5～2022/7/10
は中止となりました。

展示会中止を知らせるパレットグループのフェイスブック

これらを受け那覇市民ギャラリー側が本人と協議し、中止が決定したと報じられている。回ギャラリーは「隣接する他の展示室や

が「開権で傷つく人がたくさんいる」などの抗議の電話が十数件あったとされる。背景には、回氏にかかわる性加害について、問題が解決していないなかで活動を再開することへの批判がある。

謝罪強制の危険性

今回の事案の論点の一つは、本人が自らの非を認めていないことを問題にしている点だ。あるいは、ネット上の投稿では、名前を見ただけで苦しむ人たちがいることから、公の場での活動は認められないという意見も少なくない。明確に過ちを認め謝罪をしない人物に会場を貸す行為は、性暴

今月開かれる予定だった写真展が、開権に反対する団体等からの抗議を受け直前に中止となった。フォトジャーナリスト広河隆一氏が那覇市民ギャラリーで開催予定だった「私のウクライナ惨禍の人々」であるが、「開権で傷つく人がたくさんいる」などの抗議の電話が十数件あったとされる。背景には、回氏にかかわる性加害について、問題が解決していないなかで活動を再開することへの批判がある。

施設に著しい混乱をきたすことが予想されるため」と理由を示している。個別事情があるとはいえ、公的施設がいったん貸し出しを認めたとイベントを、館の都合で中止することは是非を考へてみたい。

山田 健太

〈7月〉

時評

文化

bunka@ryukyushimpco.jp
TEL 098-865-5162

第3種郵便物認可

集会の自由

抗議対処へ透明性必要

公的施設に保障する責務

反響として認められている。日本は相手方の内心に踏み込み謝らせること、あるいは本当に謝る気持ちが微塵もなくて、とにかく一度公式に謝る姿勢を示すことで、過去を「水に流す」社会的習慣があるという点だ。

もちろん、個々人の感情として相手方を許す許さないはある。だが、謝罪が終わらないと表現の場を認めないことについて、公的機関がどこまで関与すべきだろうか。その判断を公権力

として、その判断根拠を曖昧なまま隠蔽化してしまっているようにも見える。確かに、開権すれば抗議者は来るだろうし、会場内外で騒然となる可能性もある。その前後にも多くの苦情の電話やメールもあることで、施設関係者は日常業務に支障が出ることもあ

るだろう。今回の事例については、指定管理者のSNSは炎上する可能性もあるだろう。しかし、こうしたことを理由とした開権取り消しは、「しない」というのが

してしまっていますが、引き続き、対応してまいります」としたら、まず「地方自治法に定める公的施設であり、その利用について不当な差別的取り扱いをしない」といって、さらには実施に当たって

「市の考え方」を一度にわたってウェブサイトに掲載、その後はこの基準をスタンダードにして運用を行っている。そこでは最初、「アムス・リンクス・トル 誰に対しても同じ腕

のある場合に限り、反対するグループ等がこれを美力で阻止し、妨害しようとして紛争を起す恐れがあることを理由に利用を拒むことは、憲法21条の趣旨に反する」と明言している。

経験を引き継ぐ

那覇市民ギャラリーは那覇市の所有物で、市民文化局文化振興課が所管する。一方、実際の運営は指定管理者制度が導入されていて、現在はパレットグループが運営している。したが

力を肯定する行為あるいは性差別を遺棄する行為はかならず許されないという理屈が示されている。日本では名誉毀損等があった場合に、民事裁判では損害賠償のほかには原状回復措置(元の状態に戻す方策)の1つとして、「謝罪広告」を裁判所が命じる場合がある。つまり、編集長等が紙誌面で謝るとになるが、海外ではこうした謝罪の強要は良心の自由

に委ねるとは、結果的に自由な(時に恣意的な)裁量権を公的機関に与えることになり、それは思想に基づく表現行為の事前規制につながりかねない。「判断しない」判断

もう一つはギャラリーが中止になった理由として、混乱や迷惑を挙げている点だ。さらに言えば、館が一方的に中止したのではなく、両者の協議の結果であ

大原則だ。前述した行政あるいは公的機関の中立性とは、「判断をしない」ことである。それは思考停止ということではなく、外形的な同じ基準で事務を遂行するという意味である。前述した表現

の不自由展の会場となった国立市は、「会期中は、混乱が生じることも予想されます。そのため、施設の管理である公益財団法人文化・スポーツ振興財団は、国立市教育委員会及び立川警察署の協力をい

の長さの距離を置く」を適用し「不当な差別的取り扱いがあつてはなりません」とし、「多様の考え方を持ったそれぞれの市民・団体は、法令に従い実施する様々なイベント・活動の場として、公的施設の利用は原則として保障されるべきものと考えます」と宣言した。

さらに約1カ月後には、「権しに市は関与していないこと」「利用承認は法的定め及び解釈に基づき行ったもので、公的施設の利用を拒むことは特別な事情

て、今回の一連の判断は形式上、管理者によるものともいえる。確かに無用なトラブル回避は必要である一方、こうした公的施設とりわけ表現活動の場を保障する立場である、まさに言論公共空間を担う施設管理者は、表現の自由の守り手としての責務を持つ必要がある。

当然、法的な知識も、各地の美観例も最低限理解し、たえず共有し、対応する社会的責任を有する。今回の対応は、抗議者の怒りを鎮めるには役に立たないが、将来的には彼ら抗議をしたグループも含め、市民社会全体の美観の自由を継続させることにつながる危険性を、どこまで認識していたか改めて問われることになる。

こうした抗議する自由と集会の自由のバランスを考へる法理として、「敵対的聴衆(敵意ある聴衆・悪意ある聴衆)の法理」が昔から存在する。集会の自由にかかわる法理論の一つで、公的施設で主催者が平穩に集会(展示会などのイベント)を開催しようとしてい

るにもかかわらず、その集会の目的や主催者の意思、信条に反対する他の者が、これを美力で阻止・妨害しようとして争いを引き起こす恐れがあることを理由に、公的施設の利用を拒む

ことは憲法21条の趣旨に反するといえるものである。度重ねて司法の場でも確認されている判断基準であり、集会の中止決定は、公権力が集会の自由侵害に加担することに他ならないという考え方に由来。施設側は可能な限り開権に向けて努力することが求められているというところになるが、今回の場合、いわばその努力があつたのかということだ。

抗議者の「妨害」行為は許されない一方で、「抗議」は憲法で保障された正当な表現活動だ。だからこそ、その抗議にどう対応するか、公的施設はより透明性のある説得的な理由を示す必要がある。抗議に曖昧な対応をしたり、もう一方の表現者の自由を不用に制約してしまつては、抗議

の自由をきちんと保障する施設側の責任を放棄することでもあるわけだ。責務を果たさずして、表現の萎縮が疑い現在の日本の社会をこれ以上後退させないため、表現の場の提供者に課されている使命だ。

(専修大学教授・言論法) (第2土曜掲載)

◇◇◇ 本連載の過去記事は本紙ウェブサイトや『嵐かな風』『見聞塔から』(いずれも田畑書店)で読めます。